

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和4年11月29日付けの各生活保護変更通知書（以下、保護変更日を同年9月1日とするものを「本件処分1通知書」、同年10月1日とするものを「本件処分2通知書」といい、併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った各保護変更決定処分（以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分は違法又は不当であると主張する。

〇〇銀行からの借入金は申告している。生活費のやりくりをしており、収入認定による全額返金は不当である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日              | 審 議 経 過 |
|--------------------|---------|
| 令和 5 年 1 2 月 2 5 日 | 諮問      |

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 令和 6 年 2 月 1 5 日 | 審議（第 8 6 回第 2 部会） |
| 令和 6 年 3 月 1 5 日 | 審議（第 8 7 回第 2 部会） |

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準・種類

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

したがって、収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる（後記(5)参照）。

#### (2) 職権による保護の変更

法 2 5 条 2 項及び同項において準用する法 2 4 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

#### (3) 届出の義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしている。

#### (4) 収入認定

##### ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 ・ 1 ・ (4)は、収入の認定に当たっては、収入申告によるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保

障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとしている。

#### イ 貸付資金の認定

次官通知第 8・3・(3)は、収入として認定しないものとして、他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額（同・ウ）を掲げる。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8・2・(3)は、「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないもの」は次の(ア)から(オ)までの資金のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ることとしている。

(ア) 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

(イ) 次のいずれかに該当する就学資金（次の内容略）

(ウ) 医療費又は介護等費貸付資金

(エ) 結婚資金

(オ) 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの（次の内容略）

#### (5) 保護の程度の決定

次官通知第 10 は、保護の程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第 8 によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとしている。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第 1 に衣食等の生活費に、第 2 に住宅費に、第 3 に教育費等の経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めることとしている。

#### (6) 次官通知及び局長通知の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である。

## 2 本件各処分についての検討

(1) これを本件各処分についてみると、処分庁は、本件金融機関からの調査回答により判明した請求人のカードローン利用を請求人が認めたことから、このうちの本件借入金１（２０，０００円）を令和４年９月分、本件借入金２（３４，０００円）を同年１０月分の請求人の収入であると認定して、それぞれの月に収入充当し、戻入額としたことが認められる。

(2) 被保護者が保護受給中に借り入れた借入金について、「生活保護法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきである」とされている（札幌地方裁判所平成２０年２月４日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例参照）。もっとも、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上適当でない場合も生じ得るところ、上記１・(4)・イのとおり、収入として認定しない場合についての統一的な基準が定められている。

これを本件各借入金についてみると、上記のとおり、借入金は原則として収入として認定の対象とすべきであるとされているところ、本件各借入金は〇〇銀行のカードローン利用によるものであり、カードローンは資金使途が自由な個人向けローンであるから、局長通知第８・２・(3)により収入として認定しない対象として掲げる貸付資金（上記１・(4)・イの(ア)から(オ)まで）のいずれにも該当せず、次官通知第８・３・(3)・ウにいう「他法、他施策等により貸し付けられる資金」に該当しない。したがって、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」についての検討をする必要はなく、その全額を最低限度の生活を維持するために活用可能なものとして収入認定するのが相当であって、本件各処分は法令等の定めに従って適正になされているというべきである。

(3) 念のため、本件各処分がなされた令和４年９月分及び１０月分に係る請求人に対する保護費（最低生活費分）の算定について確認したところ、違算は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、処分庁に〇〇銀行カードローンの借

入金を申告しているにもかかわらず、本件各借入金を収入認定してなされた本件各処分を不服とするものと解される。

しかし、〇〇銀行カードローンについて請求人から処分庁になされた申告は、収入に変動があったときに速やかに届け出なければならないと法61条が定める収入申告（1・(3)）ではなく、令和3年10月2日付けの資産申告書であり、当該資産申告書に記載された〇〇銀行カードローンの未済額90万円に本件各借入金は含まれないから、この点に係る請求人の主張は理由がない。

また、収入認定により全額返金とすることについても不服とするが、本件各借入金を収入認定したことが違法又は不当といえないことは、上記2のとおりであるから、この点に係る請求人の主張も理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来